

昭和三十三年(ワ)中二九二四号 損害賠償請求事件

原爆訴訟鑑定意見比較対照表

鑑定意見

鑑 定 事 項 名	田畑茂二郎	安井郁	高野雄一
(一) 広島長崎 に対する爆 撃は口 際法に違反 するか。	結論、口際法に違反する。 理由、空襲の法理に照し、 当時広島長崎は無防衛都 市であったこと。 非戦士員である日本国民を 威嚇する目的をもっていたこと。 不必要な苦痛を与えるはな りない原則に背いている。	結論、口際法に違反する。 理由、人道の法則より生ずる 国際法 <sup>(に反している)</sup> 特に不必要の苦痛 を与えるものであること。 非交戦者たる一般国民に惨害 を及ぼす無差別爆撃を禁ず る原則に背いている。	結論、口際法違反と判断す べき筋が強い。 理由、無差別攻撃禁止特 に空爆における軍事目標主義 による規律制限に違反してい る。 但し、当時広島長崎が軍用機 銃等の集積的であったかどうかの 事実の調査判断にまつところがある。

鑑/氏 定事項/名	田畑茂二郎	安井郁	高野雄一
<p>一〇(二)          六島長          原爆投下          序は自米          両口の口          法違反た          り得るか。</p>	<p>日本の場合          結論日本の口法違反と考される。          理由、当時の憲法(旧憲法)体制下          ても国際慣習法が口法的効力を          もともとの条約も公布による口法的効          力をもつとされていた。          米口の場合          結論米口の口法違反と考される。          理由、米憲法は条約よりも又強し          口法的効力をもつ。しかも後法優先の原          則が働いて、当時前記の「口法」          を改定する口法の制定はなかった。</p>		

鑑/氏名 姓/名	田 畑 茂 二 郎	安 井 郁	高 野 雄 一
<p>二、 相手口の当該 被害に長は 直接加害口 に対する損害 賠償請求権 があるか。</p>	<p>結論 <sup>(個人論)</sup> 条約の標榜なしに一般国際法 上当然に損害賠償を請求する資 格が認められることはない。(例外、サ 次大戦のヘルサイ条約二九七条(ホ)) そして、鑑定事項については、口民法の規 定に反し、<sup>加害口に対する口民法の</sup>一般的に口民法にのみ 損害賠償請求は口民法裁判所の専管 外とされている。</p> <p>従って、違法な行為があった からといって <sup>(価値上)</sup> 損害賠償の請求 ができるものではない。</p>	<p>結論、口際法上の口家責任 の原則によつて、加害口は、 損害を賠償する責任を負ふ。 そして、加害口は相手口を長に 対して責任を負うものであるが、 相手口の長はこの責任を直接追 求するものではなく(例外、サ次大戦 のヘルサイ条約二九七条(ホ))、相手 口 <sup>(口家のために)</sup> を行使するものである。だが、 これは、相手口の長への請求権に反 化したものではない。</p>	<p>結論、口際法的には否定的に考 えられる。 理由、口際法的には口長の被害は口 所長 <sup>口家</sup> の身体において 多分に口際法上の口家の法益であるもの 侵害だから、尤も口長と所長口家と の關係は外交保護権行使の問題は ない。 唯、相手口に対して被害に長が直接 請求できるか否か、口民法的に同題 がある(私権の外口に対する行使と)</p>

<p>請求権とは いかなるもの か。 同条の 日本国の請 求権を含む するか。</p>	<p>請求権とは いかなるもの か。 同条の 日本国の請 求権を含む するか。</p>	<p>請求権とは いかなるもの か。 同条の 日本国の請 求権を含む するか。</p>	<p>請求権とは いかなるもの か。 同条の 日本国の請 求権を含む するか。</p>
<p>結論、一、同条の「口長の請求権」とは 口長自身の請求権を意味する。 二、口長の請求権とは多くは戦時 非常措置に基づく損害に対する 請求権なるであつて、非戦時 の損害賠償権は口民法に依りて認 められるか否かによつて含まれるか どうかは決る。</p>	<p>結論、一九条(a)の「口長の請求権」の 中は、広島長崎の空爆攻撃か ら生じた損害賠償請求権を含む る。 理由、一、際時違反の行為によつて 生じた損害にこの賠償請求権は 口民法の原則によつて包含されるもの であつて、諸和条約の取極めによつて 初めに包含されるものではない。 二、この賠償請求権は、口家が 行使するものであるが、口長自身 が有するものだから。</p>	<p>結論、一九条の「口長の請求権」とは口 民法の規定にかんじつては、口長が 外口に対して直接請求しうる場合 にあるので、その点をおもひかへて 包括的に口家が放棄したものと 考へられる。 外交保護権の放棄につきま ものでもない。 口長が所屬口家が口長の相手口 に対する請求権を相手口に対して 放棄することは、口家の立法の 行使(条約締結)としてたしうる (条約の口民法効力の許容る体系に おいて)</p>	<p>結論、一九条(a)の「口長の請求権」の 中は、広島長崎の空爆攻撃か ら生じた損害賠償請求権を含む る。 理由、一、際時違反の行為によつて 生じた損害にこの賠償請求権は 口民法の原則によつて包含されるもの であつて、諸和条約の取極めによつて 初めに包含されるものではない。 二、この賠償請求権は、口家が 行使するものであるが、口長自身 が有するものだから。</p>